

幕別町子どもの権利に関する条例 逐条解説

1	幕別町子どもの権利に関する条例の制定の趣旨.....	1
1	児童の権利に関する条約の意義.....	1
2	幕別町子どもの権利に関する条例の意義.....	2
2	幕別町子どもの権利に関する条例 逐条解説.....	4
	目次.....	4
	前文.....	4
	第1章 総則	6
	第1条 目的.....	6
	第2条 定義.....	7
	第3条 責務.....	8
	第2章 子どもにとって大切な権利	9
	第4条 子どもにとって大切な権利.....	9
	第5条 安心して生きる権利.....	10
	第6条 自分らしく生きる権利.....	12
	第7条 豊かに育つ権利.....	14
	第8条 主体的に参加する権利.....	16
	第3章 子どもの権利を保障する大人の責務	18
	第9条 保護者の責務.....	18
	第10条 育ち・学ぶ施設の役割.....	19
	第11条 地域住民等の役割.....	20
	第12条 事業者の役割.....	21
	第13条 町の責務.....	22
	第4章 子どもに関する施策の推進	23
	第14条 施策の推進.....	23
	第15条 子どもの育ちの支援.....	24
	第16条 子育て家庭の支援.....	25
	第17条 子どもの参画の促進.....	26
	第18条 子どもの権利の普及.....	27
	第19条 虐待、体罰、いじめ等からの救済等.....	28
	第20条 調査研究.....	29
	第5章 雑則	30
	第21条 委任.....	30
	附則.....	31

1

幕別町子どもの権利に関する条例の制定の趣旨

1 児童の権利に関する条約の意義

児童の権利に関する条約は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年11月20日の国連総会で全会一致で採択されました。

我が国においては、1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准^{※1}を行いました。

この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待^{※2}、搾取^{※3}といった困難な状況におかれている児童がいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会のもとに設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10年間にわたって審議が行われました。その内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものであり、子どもを保護の対象としただけでなく、権利の行使の主体として位置づけるものとなっています。

我が国においても、この条約の実施に向けた国内体制の整備を進めており、地方自治体においても、この条約に示された子どもの社会参加や権利救済等を盛り込んだ条例の制定など、条約を踏まえた取組みが広がりつつあります。

■条約に挙げられる4つの子どもの権利

○生きる権利 子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。	○育つ権利 子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。
○守られる権利 子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障がいをもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。	○参加する権利 子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

(日本ユニセフ協会HPより)

※1〔批准〕条約に同意すること。

※2〔虐待〕身体的虐待(子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。)

性的虐待(子どもにわいせつな行為をすること又はさせること。)

ネグレクト(子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他保護者としての監護を怠ること。)

心理的虐待(子どもに著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。)

※3〔搾取〕不当な利益をしぼりとること(人身売買なども含まれる。)

2 幕別町子どもの権利に関する条例の意義

(1) 基本的な考え方

- | | |
|---|---|
| a | 子どもの視点から
子どもの育ちを取り巻く環境を改善する必要性 |
| b | 保護者の視点から
子育てを社会全体で支援していく子育てを社会化する必要性 |
| c | 町民・地域社会の視点から
子どもの権利に対する社会的認識を促進する必要性 |

全国的には、いじめや児童虐待をはじめとした子どもたちの人権を無視した問題が多く取りざたされるなか、本町においても例外とはいえない状況にあります。

子育ての第一義的責任は「保護者」にあります。保護者が子育てに不安や負担を感じている場合もあり、少子化や核家族化、地域住民の交流の希薄化のもと、育児に関する知識不足などにより、子育てに過剰な不安感を抱いてしまうことも少なくありません。また、氾濫する育児情報や相次ぐ少年犯罪により、子育て責任が過度に要求・追求される社会状況が強まる中で、保護者が孤立し、精神的に追い詰められていくことも懸念されます。

このため、権利の保障を含めて子どもの育ちを取り巻く環境の整備を総合的に進めるほか、子育てを社会全体で支援していく「子育ての社会化」を推進することが求められています。

(2) 子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査

調査区分	調査対象	調査期間	回収状況
子ども	小学校5年生から高校3年生までの年代 無作為抽出 400件	平成21年5月1日～ 平成21年6月1日	179件 (44.8%)
大人	18歳以上 (高校生を除く。) 無作為抽出 600件	平成21年4月21日～ 平成21年5月22日	305件 (50.8%)
合計	無作為抽出 1,000件		484件 (48.4%)

子どもの成長や子どもの権利などに関して、小学校5年生から高校3年生の年代までの「子ども」と、高校生を除く18歳以上の「大人」を対象とした意識調査を実施しています。

この中では、「町では、子どもたちを守り育てていくため、子どもの権利に関する条例をつくる検討を進めていますが、このことをどう思いますか」という問いに対し、子どもの82.7%・大人の86.6%が「良いことだと思う」又は「どちらかというの良いことだと思う」と回答しています。

(3) 子どもの権利に関する意見交換会

町内5校の中学校を幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員が訪問し、中学生との意見交換会を実施しています。

この中では、大人に対し、「子どもの話を誠実に聴いてほしい」「子どもの模範であってほしい」という意見が多くあり、子ども自らも「頼りにされる大人」「尊敬される大人」「ルールを守る大人」など他人から認められる大人になりたい、「人のために何かできる大人」「思いやりのある大人」など他人を大切にする大人になりたいという意見が多くありました。

(4) 幕別町次世代育成支援対策地域協議会における審議

本条例の作成に当たっては、本町の住民の意識に根ざした条例づくりのため、「(2) 子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査」の調査結果及び「(3) 子どもの権利に関する意見交換会」の意見や考えを基礎資料とした上で、町民で組織する幕別町次世代育成支援対策地域協議会（委員10名）において審議しています。

(5) 幕別町子どもの権利に関する条例の制定の趣旨

本条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人や団体の責務等を定めることで子どもの権利を保障し、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を図るために制定するものです。

2

幕別町子どもの権利に関する条例 逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条－第8条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第9条－第13条）

第4章 子どもに関する施策の推進（第14条－第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

前文

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。

子どもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。

子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、子どもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。

子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。

子どもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

すべての子どもが、その持てる力を発揮し、次代を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり、このため、すべての大人は、子どもの成長する力を認め、子どもと向き合いながら子どもの意思を誠実に受け止め、子どもの未来の視点に立つとともに考え、子どもの育ちを支えていく責任があります。

また、大人は互いに連携し、それぞれの役割を認識し、子どもが健やかに育つための環境を整えるとともに、大人は子どもの模範であることを自覚し、行動し、子どもから信頼される存在にならなければなりません。

こうした考えのもと、私たちは、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら子どもの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。

【趣旨】

※4

前文は、条例を制定する趣旨や基本原理などを示すものであり、この条例の制定の理念を定めています。

【解説】

(1) 第1段落

ここでは、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の理念に基づき、子どもは誰もがかけがえのない存在であり、生まれながらにして「権利の主体」であることを示しています。

(2) 第2段落から第6段落まで

ここでは、学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれている子どもが、自分自身の価値を認め、安心して健やかに育つためには、周囲の人々から大切にされ、愛され、信頼されるなど「子どもの権利」が保障されることが必要であることを示しています。その中で子どもはその権利を正しく学び、自分の意思が誠実に受けとめられることで自分が大切にされていることを実感することができます。そして、自分と同じように他の人の権利を尊重することを身につけるなど、多様な経験（権利の行使）を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことのできる大人へと成長していくことを示しています。

(3) 第7段落、第8段落

ここでは、「子どもの権利」が保障されることで、すべての子どもが自分の力を信じ、その力を伸ばすとともに発揮し、社会の一員として自立し、次代を担う存在になってほしいとのすべての町民の願いを明らかにしており、そのためには、大人は子どもの育ちを支えるとともに、自らが子どもの模範となるなど、「子どもの権利」を保障するに当たっての大人の責務等を示しています。

(4) 第9段落

ここでは、前文に定めていることをすべて踏まえたうえで、子どもの権利条約の理念に基づき、すべての町民が一体となって、「子どもの権利」を保障し、子どものしあわせなまちづくりを進める決意を明らかにしています。

なお、「未来をつくる子どものしあわせなまち」とは、幕別町が昭和41年に制定した町民憲章の一項目「未来をつくる子どものしあわせなまちにいたしましょう」から引用し、改めて規定しています。

【子どもは、自分の意思が誠実に受けとめられることで、自分が大切にされていることを実感する】

これは、中学生との意見交換会において、多く見受けられた意見であるため、特徴として規定しています。

【大人は子どもの模範であることを自覚し、行動し、子どもから信頼される存在にならなければなりません。】

これは、意識調査（子ども対象、大人対象）及び中学生との意見交換会において、多く見受けられた意見であるため、特徴として規定しています。

※5

※4 実線で囲んだ部分は、この条例の規定を示しています。

※5 点線で囲んだ部分は、「子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査」及び「子どもの権利に関する意見交換会」による住民の意識を反映した規定を示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人及び団体の責務等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とします。

【趣旨】

本条は、この条例の制定目的を定めています。

【解釈・運用】

子どもが健やかに成長し、のびのびと生きていくためには、子どもの周囲にいるすべての人が、子どもにとって最も良いことは何か（子どもの最善の利益）を常に考え、子どもを育むことが大切です。

このため、子どもや大人が子どもの権利についての理解と認識を深め、町の社会全体が子どもの権利の視点に立って責務等を果たすことにより、子どもの心身の健やかな育ちを支援するまちの実現を目指すことを目的として規定しています。

また、ここでいう「社会全体」とは、「町（行政）」をはじめとして、「保護者」、「育ち・学ぶ施設」、「地域住民等」、「事業者」、そして「子ども」自身が含まれます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 子ども 町民をはじめとする町に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 地域住民等 地域の住民及び団体をいいます。
- (5) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

【趣旨】

本条は、この条例の用語の意義を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1号関係

「子ども」とは、18歳未満の人とし、町民のほか、町内の学校に通学しているなど幕別町とかかわりのあるすべての子どもが該当します。なお、子どもの権利条約第1条においても対象年齢を18歳未満としています。

また、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」とは、18歳未満の人と同等の権利を有することがふさわしいと、誰もが認めるような人を意味しており、主に18歳に達した高校生などを想定しています。

(2) 第2号関係

「保護者」とは、親や里親等の親として子どもを養育する人が該当します。なお、「その他親に代わり子どもを養育する者」とは、例えば、親自身が未婚の未成年者であり、親権を行使できない場合に、子どもを養育している祖父母等を意味しています。

(3) 第3号関係

「育ち・学ぶ施設」とは、「児童福祉法に定める児童福祉施設」としては、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、児童厚生施設（児童館）等が該当し、「学校教育法に定める学校」としては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等が該当します。また、「その他子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設」としては、子育て支援センター、認可外保育施設、学童保育所、図書館、体育館などが含まれます。

(4) 第4号関係

「地域住民等」とは、町域全体でなく、主に小学校区のエリアなど身近な生活圏の範囲に居住する住民や活動する団体、組織が該当します。

(5) 第5号関係

「事業者」とは、法人格の有無にかかわらず、町内に事務所又は事業所を設置し、事業やその他の活動を行う個人、法人その他の団体が該当します。

(責務)

第3条 保護者、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）、地域住民等、事業者並びに町は、子どもにとって最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めるとともに、互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

【趣旨】

本条は、第1条の目的を達成するために、子どもにかかわる各主体が果たすべき責務を定めています。

【解釈・運用】

子どもの権利の保障に当たって、その責任主体を「保護者、施設関係者、地域住民等、事業者、町」とし、子どもにかかわるすべての人がそれぞれの立場において努力することを規定しています。

「子どもの権利を認めることは、子どもの言いなりになることにつながるのではないか」という意見がありますが、これは、権利の濫用、いわゆるわがままを認めるものではありません。仮に濫用が生じたときは、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導、助言等を行うという大人の役割こそが求められます。

子どもの権利条約第3条では、「子どもに関係があることを行うときには、子どもに最も良いことは何か(子どもの最善の利益)を第一に考えなければなりません」としており、つまり、子どもに影響を与える決定をするときは、どんなときも何が子どもにとって最も良いことなのかを判断の基準にする必要があります。しかし、「子どもにとって最も良いこと」とは、必ずしも子ども自身が望むこととは限らず、長期的な視点も含めて、その子どもがより良く育つために最も役立つことをいいます。

本条に定める「子どもにとって最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努める」とは、子どもは心身ともに発達する過程にあり、子どもの心身の健やかな成長のためにも、保護者、施設関係者、地域住民等、事業者及び町は、子どもとともに子どもの立場に立って考え、互いに協力し合いながら子どもの育ちをより良い方向に導くように努力しなければならないことを指しています。

一方で、子どもの養育及び発達に対する第一義的な責任を有する保護者が、親として育つことを社会全体で支援していくことが求められています。

社会人になっても数年間は「新人」であるように、保護者になっても最初は「新人」です。子どもだけではなく、大人も不安や問題を抱えている時は誰かに相談するなど、解決へ向けた努力をし、その経験を通して成長します。

このように、子どもとともに保護者が育ち合い、学び合う関係を大切にし、学習の機会や情報の提供等の支援を施設関係者、地域住民等、事業者及び町が協力して行っていく必要があります。また、各主体が互いに相談及び連携しやすい環境をつくるのが大切です。

なお、「(以下「～」という。）」とは、本条以降の規定に同じ用語を用いようとする場合において、その用語を要約する形で略称を定義するものであり、ここでは、「育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員」を「施設関係者」と定義しています。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが健やかに育つために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければなりません。

【趣旨】

本条は、この章において掲げる「子どもにとって大切な権利」の総則を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1項関係

この章に定める子どもにとって大切な権利を、すべての人や団体が大切なものとして保障する必要があることを規定しています。

一方で、「子どもが権利を行使する前に、義務や責任を果たす必要があるのではないか」という意見があります。

子どもの役割や守るべきルールを義務や責任と呼ぶこともありますが、子どもの権利は、何かの義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件にあるものです。

なお、社会生活における規範等に関する子どもの自覚については、第2項に規定しています。

また、この章に定める「子どもにとって大切な権利」は、日本国憲法や子どもの権利条約などによって、子どもに保障されている権利の中から、本町の子ども状況を踏まえて、特に大切にされるべき基本的な権利として定めたものであり、この条例の制定により、新たな権利を創出したものではありません。

(2) 第2項関係

子どもが権利を行使する際には、自分の権利が尊重されることだけでなく、他の人の権利を尊重することの大切さを学び、自覚する必要があります。

このため、本項のほか、前文においても、権利行使を通して、成長に伴ってお互いの権利を尊重することを身につけ、規範意識を育むことを規定しています。

社会生活の中では、社会のルールを守り、他の人の権利も尊重することが大切であり、この趣旨を子どもも大人も正しく理解できるよう、様々な普及活動が求められます。

【第2項】これは、意識調査(大人対象)において、多く見受けられた意見であるため、特徴として規定しています。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、安全な環境のもとで暮らせること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。

【趣旨】

本条は、子どもが毎日の生活を送るうえで最も基本となる「安心して生きるために大切な権利」を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1号関係

一人ひとりの尊い命が、平和と安全のもとに守られ、安心して暮らせることが大切です。子どもの権利を尊重するすべての事柄の前提になるものと考えています。

■主に子どもの権利条約第6条〔生命への権利〕に対応しています。

(2) 第2号関係

かけがえない存在として、子どもの命が大切にされ、愛情を受けて育まれることは、子どもの心の安定や豊かさが満たされ、子どもの心身の健やかな成長につながります。また、子どもの命が大切にされ、愛情を受けて育まれることで、他の人を思いやる心も育まれていくと考えられることから、これを権利として明らかにしています。

■主に子どもの権利条約第7条〔名前・国籍を得る権利〕、前文、第8条、第9条、第10条及び第18条に対応しています。

(3) 第3号関係

健康的な生活が与えられ、病気やけがをした際にはその回復に向けた適切な治療が受けられるよう配慮されることが大切です。特に、明確な意思表示ができない乳幼児は、保護者による適切な健康管理が不可欠であり、命が守られることにもつながります。

■主に子どもの権利条約第24条〔健康・医療への権利〕に対応しています。

(4) 第4号関係

子どもの心に深い傷を与え、重大な権利の侵害である虐待、体罰^{※6}等から精神的にも肉体的にも守られなければなりません。これらは、子どもにとって日常最も身近な存在から受けるものであり、その後の子どもの成長に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これを権利として明らかにしています。

■主に子どもの権利条約第19条〔虐待・放任からの保護〕、第34条及び第37条に対応しています。

(5) 第5号関係

子ども自身やその家族の国籍、民族、性別、障がい等を理由として、差別や不当な扱いを受けることがあってはいけません。このため、子ども一人ひとりの尊厳が保たれながら育つことができるよう、これを権利として明らかにしています。

■主に子どもの権利条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。

※6〔体罰〕身体的侵害や肉体的苦痛、著しい精神的苦痛を与えるような制裁を与えること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (3) 自分の考えを持ち、表現することができること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。

【趣旨】

本条は、子ども一人ひとりが個人として尊重され、「自分が自分であることを大切に生きていくための権利」を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1号関係

子どもは、かけがえのない存在として、自分自身を大切に生きていくことが大切です。一人の人間として人格が尊重されることで、ありのままの自分が肯定されていると実感し、子どもが自分自身の育ちの力を信じ、自分の持っている力を十分に発揮することができると思えるため、これを権利として明らかにしています。また、自分を大切にすることで、他の人を尊重することができると思えます。

■主に子どもの権利条約第14条〔思想・良心・宗教の自由〕に対応しています。

(2) 第2号関係

一人ひとりが持っている内面や外見的違いにかかわらず、一人の人間として人格が尊重されることが大切です。子どもは、個性や国籍、民族、性別、障がいの有無などの他の人との違いを否定されることなく認められ、温かな心の交流と状況に応じた支援のなかで、健やかに成長することができます。

■主に子どもの権利条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。

(3) 第3号関係

自分が思ったことや感じたことを、話したり、文章に書いたり、絵に描いたり、歌ったり、演じたりすることなどを通して、自由に表現し、伝え合うことができます。これらの表現の自由が保障されることで、子どもは自信を持って毎日の生活を送ることができると思えます。

■主に子どもの権利条約第13条〔表現・情報の自由〕及び第14条に対応しています。

(4) 第4号関係

プライバシーや名誉の侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信をなくしたり、自分を否定的にとらえたりする要因ともなることから、プライバシー等が守られることは大切です。子どもだからといって、大人が黙って手紙やメールを開くなどの行為はつづまなければなりません。子どもが危険にさらされる可能性があるなどやむを得ないこともあります。例えば、メールや有害サイトなどの危険性については、子どもと保護者等が事前の対策を話し合い、その手立てを講じ、プライバシー等を守ることが大切です。

■主に子どもの権利条約第16条〔プライバシー・名誉の保護〕に対応しています。

【第5条、第6条】子どもの権利条約では、「生きる権利、守られる権利」と規定していますが、意識調査（子ども対象）及び中学生との意見交換会において、「生きる権利」を特に大切な権利とする意見が多く見受けられたため、守られて「安心して生きる権利」と個性豊かに「自分らしく生きる権利」に区分し、規定しています。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2) 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (3) 成長に必要な情報の提供が受けられること。
- (4) 年齢及び発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられること。

【趣旨】

本条は、子どもが様々な経験を通して「豊かに育つための大切な権利」を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1号関係

「学ぶこと」は、成長及び発達する過程にある子どもにとって、保障されなければならない権利です。多様な教育と学習の機会が与えられ、学ぶことで、考える力を育み、豊かに育つことができます。

「遊ぶこと」は、年齢に適した遊びやレクリエーションなどを通して、多くのことを経験することができる大切な権利です。

適度に「休息すること」は、健やかな成長及び発達にとって欠かせないことです。

なお、「遊ぶこと」や「休息すること」は、好きなだけ遊び、休んで良いというものではありません。子どもの成長及び発達の段階に応じた適切な遊びや休息を考えることが大切です。

■主に子どもの権利条約第28条〔教育への権利〕、第29条〔教育の目的〕及び第31条〔休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(2) 第2号関係

子どもの感性を豊かにするためには、様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に触れ親しむことが大切です。子どもは、自分の年齢や発達に応じ、これらの多様な経験を積み重ねることで、豊かな人間性を養い、創造力や表現力を育むことができると考えられます。

■主に子どもの権利条約第31条〔休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(3) 第3号関係

子どもが自ら考え、豊かに育つためには、自らの成長に必要な役立つ情報を得ることが大切です。子どもは、自分の年齢や発達に応じ、必要な情報を得ることで、必要な知識を学び、成長に役立てることができると考えられます。また、有害な情報からは守られなければならない。

■主に子どもの権利条約第17条〔情報へのアクセス〕に対応しています。

(4) 第4号関係

子どもが自ら考え、判断する力を身につけていくためには、自分に関係することを年齢や発達に応じて自分で決めることが大切です。ただし、子どもだけであらゆる物事を決めることができるわけではなく、子どもの成長及び発達の段階に応じて、大人の適切

な助言等の支援を受けることが必要です。

■主に子どもの権利条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

(主体的に参加する権利)

第8条 子どもは、自分にかかわることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 表明した意見が、年齢及び発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされること。
- (3) 参加に必要な情報の提供その他必要な支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加すること。

【趣旨】

本条は、子どもが意見を表明する機会として「自分にかかわることに主体的に参加するための大切な権利」を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1号関係

子どもが社会性を持ち自立していくためには、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場面で、自分にかかわりのあることについて、意見を表明できることが大切です。この子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる、特に大切な権利のうちの一つです。

その一方で、この子どもの意見表明権は、不当な干渉を受けやすい権利とも言うことができます。子どもが意見表明を行うことは、勇気がいることであり、この権利の行使に当たっては、意見を表明したことでその子どもが不当な不利益を受けることのないよう、周囲の大人が十分に注意しなければなりません。

■主に子どもの権利条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

(2) 第2号関係

子どもが表明した意見は、年齢や発達に応じて適切な配慮がなされることが大切です。子どもの意見は尊重されなければなりません。子どもが主張する意見のすべてが認められるわけではなく、年齢や発達の段階によっては、子どもの最善の利益とは何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも考えられます。その際には、大人は、その理由を子どもに丁寧に説明することが求められます。

■主に子どもの権利条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

(3) 第3号関係

子どもが自ら考えたり、参加したりするためには、分かりやすい情報提供などの支援が受けられることが大切です。子どもの参加等を促進する立場にある施設関係者、地域住民等及び町は、子どもの年齢や発達に応じた適切な支援を行うことが求められます。

■主に子どもの権利条約第17条〔情報へのアクセス〕に対応しています。

(4) 第4号関係

既存のものに参加するだけでなく、子ども自らが仲間をつくり、集まって企画し、実施できることが大切です。ここでいう「仲間」とは、子ども同士はもちろん、大人の仲間も含まれます。例えば、スポーツ団体やボランティア団体、公区（町内会）や子ども会などの地域活動への積極的な参加の経験を通して、豊かに成長及び発達することが

期待されます。

なお、この権利を行使する際にも、他の人の迷惑になるような行為があってはならず、道徳、他の人の権利の尊重などの一定の制約のもと保障されている権利です。

■主に子どもの権利条約第15条〔結社・集会の自由〕に対応しています。

【第8条第1号、第2号】中学生との意見交換会では、「大人の一方的な発言が多く、子どもの話を聴いてくれない」との意見が多く見受けられました。この意見表明権は、子どもの権利条約でも最も重要な子どもの権利の一つとして規定されています。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの年齢及び発達に応じた適切な指導、助言等の支援を行わなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。

3 保護者は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

【趣旨】

本条は、子どもが生活する最も基本的な場である「家庭」における保護者の責務を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1項関係

子どもの権利条約第18条において、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と規定していることを受け、保護者が、子どもの年齢や発達の段階に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

(2) 第2項関係

家庭での子どもの意見表明について、保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから気持ちを受け止め、子どもの最善の利益とは何かを判断し、年齢や発達の段階に応じて、これに応えていく責任があることを規定しています。子どもの気持ちを受け止めるためには、普段からのコミュニケーションが求められます。

また、ここでは「意見」や「考え」ではなく「気持ち」と表現していますが、子どもは、生まれたばかりの乳児から高校生までと広い年齢層に及ぶことから、特に乳幼児や障がいのある子どもなど、言葉で意見を表すことが難しい子どもを考慮しています。

(3) 第3項関係

虐待及び体罰は、子どもの権利の重大な侵害であり、子どもの心に深い傷を与え、その後の成長に大きな影響を及ぼすおそれがあります。実態としては、「しつけ」としての体罰等が日常化していくことでエスカレートし、虐待に至っている事例が多く、また、近年では、子どもの養育を放棄するようなネグレクトの事例も多く見受けられます。

子どもが最初に出会う社会は家庭であり、人権にかかわる意識や他の人の権利との関係性を身につけていく素地は、保護者との信頼関係を基盤として培われます。

このことから、あえて、保護者は養育する子どもに対して、虐待及び体罰をしてはならないことを規定しています。

【第9条】意識調査(子ども対象、大人対象)では、大切な交流や活動として「家族との行事」を求める意見が多く見受けられました。子どもも大人も、子どもの成長の場や子どもの居場所として、家庭のもつ役割は重要と考えています。

(育ち・学ぶ施設の役割)

第10条 施設関係者は、育ち・学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

2 施設関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、関係機関と連携し、その防止、相談、救済及び回復に努めなければなりません。

3 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、その職員に対し、研修の機会を設けるなど必要な支援に努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、子どもの育ちや学びに大きなかかわりを持つ「育ち・学ぶ施設」における施設関係者（育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員）の役割を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1項関係

育ち・学ぶ施設は、家庭と並んで子どもが一日の多くの時間を過ごす場所であり、子どもが育ち、学ぶための重要な役割を担っています。

施設関係者は、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識するとともに、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう必要な支援を行い、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

また、育ち・学ぶ施設においては、子どもと施設関係者との信頼関係がとても重要であり、どんな小さな悩みであっても、子どもが悩んでいるときには相談にのり、対話や声かけなど、施設関係者から積極的に行動することが求められます。

(2) 第2項関係

虐待、体罰、いじめ^{※7}等は、子どもの権利の重大な侵害であり、子どもの心に深い傷を与え、その後の成長に悪い影響を及ぼすおそれがあります。

このため、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るとともに、関係機関（町、児童相談所、警察等）と連携を図りながら、その防止、相談、救済及び回復に努めることを規定しています。

(3) 第3項関係

子どもの育ちや学びを支援するに当たっては、保護者と同様に「施設関係者の育ち」も不可欠であり、子どもと職員が育ち合い、学び合える関係が大切です。

このことから、職員の資質向上を図るために研修の機会を提供するなど必要な支援を行うことを、育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者の役割として規定しています。

【第10条】意識調査（子ども対象）では、生活で楽しいときは「学校にいるとき」との意見が多く見受けられました。家庭と同様に、子どもの成長の場や子どもの居場所として、育ち・学ぶ施設のもつ役割は重要と考えています。

※7 [いじめ] 一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃などを受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

(地域住民等の役割)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければなりません。

2 地域住民等は、あらゆる虐待、暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じ、地域活動に主体的に参画できるよう努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、保護者を補完する立場で子どもの育ちを支える「地域」における地域住民等の役割を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1項関係

子どもは、地域において、子ども同士の交流や大人との多様なかかわりを通して、成長していきます。一方で近年、都市化や核家族化の進展により、地域住民の交流が希薄化していると言われており、地域における子どもとのかかわりが求められています。

このことから、民生委員・児童委員、子ども会、公区（町内会）やPTA関係者をはじめとする地域住民が、子どもと積極的にかかわり、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

(2) 第2項関係

子どもを最も身近で見守り支えることのできる地域において、虐待の早期発見や未然防止、不審者から子どもを守るなど、子どもが安全で、かつ、安心して過ごすことのできる地域づくりに努めることを規定しています。

(3) 第3項関係

地域社会の一員として、地域で開催される行事、会議、環境美化活動その他生活している地域の伝統や歴史等を理解できる活動などに子どもが参加する機会が大切にされるとともに、子どもが安心して集い、交流できる環境づくりに努めることを規定しています。

こうした地域活動が子どもの社会性や創造性を育み、子どもとともに進める地域づくりは地域社会の活性化と発展にもつながっていくものと考えます。

【第11条】意識調査（大人対象）では、地域の子どもの育てる力の低下を心配する意見が多く見受けられました。地域における子どもとのかかわりが求められています。

(事業者の役割)

第12条 事業者は、その事業活動を行う中で、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもの社会的自立に向けた就労支援、キャリア教育等に配慮するよう努めなければなりません。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立することができるよう、職場の環境づくりに努めなければなりません。

3 事業者は、仕事と子育てを両立できる働き方に関して、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対して、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組みへの参加又は協力を促すよう努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、事業活動や地域住民との交流など、地域の様々な場面で子どもに深くかかわっている事業者の役割を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1項関係

事業者は、子どもの社会的自立に向けた就労支援やキャリア教育^{※8}など、子どもが地域社会の一員として自覚し、勤労観や職業観を養うための支援に配慮し、協力するよう規定しています。

(2) 第2項関係

従業員一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択できる社会の実現が求められています。特に子育て期におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、子どもの育ちにおいても影響を与えることが考えられます。

このことから、事業者は、従業員が子どもや家族と過ごす時間を十分にもち、男女がともに子育てを行うことができる社会の実現に向けて、職場の環境づくりに努めることを規定しています。

(3) 第3項関係

事業者は、仕事と子育てを両立する働き方に対する従業員の意識の向上が図られるよう働きかけに努めることを規定しています。

また、子育ての孤立化が深まる中で、子育て中の人もそうでない人も、子どもと子どもを養育する家庭を地域社会で支えていくことが求められており、事業者は、従業員一人ひとりがこれらに携われるよう働きかけに努めることを規定しています。

なお、ここでは「子どもを養育する家庭」を「子育て家庭」と定義しています。

※8 [キャリア教育] 望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

(町の責務)

第13条 町は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 町は、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務等を果たすことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

3 町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。

【趣旨】

本条は、子どもの権利を保障するために必要な総合調整役として「町」の責務を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1項関係

町は、子どもの権利を保障していくための施策の実施に当たって、国、北海道及び近隣市町村等の地方公共団体や子どもにかかわる団体等と連携し、協働する責務があることを規定しています。

なお、町の責務に基づく施策については、第4章において掲げています。

また、ここでいう「町」とは、普通地方公共団体である「幕別町」全体を指しており、町長部局のほか、教育委員会、議会などの執行機関を含んでいます。

(2) 第2項関係

保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者が、互いに協力し、それぞれの責務等を果たすことができるよう、総合調整役として、必要な支援に努めることを規定しています。

(3) 第3項関係

町が子どもに関する施策を実施していくに当たり、必要な財政上の措置その他の措置を、社会情勢や他の施策を考慮した上で講じなければならないことを規定しています。

第4章 子どもに関する施策の推進

(施策の推進)

第14条 町は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進しなければなりません。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 福祉、保健、教育その他の分野において、連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者との連携を通して、一人ひとりの子どもを支援するものであること。

【趣旨】

本条は、町が子どもに関する施策を推進するに当たっての3つの配慮すべき事項を定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1号関係

子どもに関する施策は、子どもの権利条約第3条に規定されている、子どものすべての活動の基本原則となる「子どもの最善の利益」に基づくものであることを規定しています。

(2) 第2号関係

子どもに関する施策は、福祉、保健、教育その他関係する様々な分野にわたることから、より効率的、効果的な施策の展開を図るため、施策間の調整を十分に行い、総合的かつ計画的に推進することによって、一貫性をもった施策の展開を図ることを規定しています。

(3) 第3号関係

子どもの権利の保障は、行政としての町のみが取組むのではなく、地域社会の協働による取組みが重要であることを考慮し、子どもに関する施策が、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者の各主体の連携のもとで、一人ひとりの子どもに対して進められるべきものであることを規定しています。

(子どもの育ちの支援)

第15条 町は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための環境づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他の者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

【趣旨】

本条は、町が子どもの育ちを支援するに当たって、3つの基本的な施策を定めています。

【解釈・運用】

子どもが子ども期を安心して過ごし、健やかに育つとともに、社会の責任ある一員として育つよう、社会全体で支えていく必要があります。その基本的な施策を第1号から第3号までに規定しています。

具体的には、保育所や放課後児童健全育成事業、水泳・スケート教室等のスポーツ教室、ふるさと館ジュニアスクール等の実施や公区活動、子ども会活動、少年団活動を支援するなど、地域における子どもの居場所や活動の場づくりを進めます。

(子育て家庭の支援)

第16条 町は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行います。

【趣旨】

本条は、町が「子育て家庭の支援」を実施するに当たって、基本的な施策を定めています。

【解釈・運用】

第9条（保護者の責務）では、保護者は子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを規定していますが、少子化、核家族化、地域住民の交流の希薄化などにより、保護者が子育てに不安や負担を抱え、子育ての孤立化が見受けられます。

本条では、保護者が親としての役割を十分に発揮できるよう、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを規定しています。

具体的には、保健事業、子育て支援センター事業をはじめ、育ち・学ぶ施設、子育て支援に関係する機関や子育てサークル、民生委員・児童委員等と子育て支援のネットワークづくりを進めており、今後も、地域と行政が連携して、子育て家庭の多様なニーズにあったきめ細かな支援を行う必要があります。

【第16条】意識調査（大人対象）では、家庭のしつけや教育する力の低下を心配する意見が多く見受けられました。様々な場面において、各主体が子育て家庭を支援する取組みが求められています。

(子どもの参画の促進)

第17条 町は、町政について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、施設の行事、運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 地域住民等及び事業者は、地域の文化・スポーツ活動等行事の運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、地域社会を構成する一員である子どもとともにまちづくりを進めるため、子どもの参加、意見表明の機会を保障するための仕組みづくりを定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1項関係

町の責務として、町政について、子どもの意見表明や参加の機会の設置に努めることを規定しています。

これまでも、公園の整備等に当たって、意見表明の場を設けてきましたが、今後このような機会を提供し、町政に子どもの意見を反映することのできる取組みを充実させる必要があります。

(2) 第2項関係

育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者の役割として、施設の行事、運営等について、子どもの意見表明や参加の機会の設置に努めることを規定しています。

例えば、学校における児童会や生徒会活動、クラブ活動等での意見表明や参加などが挙げられます。

(3) 第3項関係

地域住民等や事業者の役割として、芸術、文化、スポーツ活動やお祭りなど、地域における様々な場面で、子どもの意見表明や参加の機会の設置に努めることを規定しています。

(子どもの権利の普及)

第18条 町は、子どもの権利に関する町民の理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。

2 町は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域等において、子どもの権利に関する教育、学習等が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。

【趣旨】

本条は、子どもの権利の保障について、すべての町民が正しく理解できるよう、町はその普及や意識啓発を行うことを定めています。

【解釈・運用】

(1) 第1項関係

この条例を実効性のあるものにしていくためには、子どもも大人もすべての町民が「子どもの権利」を正しく理解することが求められます。

このため、町は、町民一人ひとりが子どもの権利に対する理解を深め、関心を高めることができるよう広報・普及活動を行うことを規定しています。

具体的には、広報紙を活用するほか、パンフレットの配布や住民説明会の開催などに取組みます。

(2) 第2項関係

町は、家庭教育や学校教育、社会教育などの中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう、必要な支援に努めることを規定しています。

(虐待、体罰、いじめ等からの救済等)

第19条 町は、関係機関と連携し、子どもの虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、救済及び回復のために必要な措置を講じなければなりません。

【趣旨】

本条は、子どもの虐待、体罰、いじめ等の未然防止やこれらの権利の侵害を受けるなど不利益を被った場合における町の責務を定めています。

なお、国において、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）を制定しているため、ここでは、主に町が行う未然防止や相談、救済及び回復のための措置を定めています。

【解釈・運用】

町は、関係機関（育ち・学ぶ施設、児童相談所、警察、民生委員・児童委員、医療機関等）と相互に連携し、協働しながら、虐待、体罰、いじめ等の予防とそれが起きてしまった場合の相談、救済及び回復のための対応を講じることを規定しています。

虐待、体罰、いじめ等は、子どもが誰にも相談できずに苦しんでいる事例が非常に多く、また、子ども同士や保護者、施設関係者など子どもの育ちに欠かせない基本的な人間関係の中で生じる事例も多くあります。

このため、子どもやその関係者からの相談を受け、救済する体制を構築し、保護者又は関係機関と連携し、子どもの権利の侵害の早期発見及びその被害を受けた子どもの迅速かつ適切な救済などの支援を図ります。

なお、虐待、体罰、いじめ等に関する大人の責務は、第9条（保護者の責務）、第10条（育ち・学ぶ施設の役割）及び第11条（地域住民等の役割）にそれぞれ規定しています。

(調査研究)

第20条 町は、子どもの権利の保障及び子どもに関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行います。

【趣旨】

本条は、町は、子どもの権利の保障や子どもに関する施策の推進に関する事項について、必要に応じて、調査及び研究を行うことを定めています。

【解釈・運用】

町は、常に子どもの権利侵害の実態など子どもを取り巻く環境についての現状を把握するとともに、子どもの最善の利益とは何かを町民一人ひとりが考え行動し、社会全体で条例を推進できる方策を検証・分析し、実践するための調査及び研究を行うことを規定しています。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定めます。

【趣旨】

本条は、委任規定であり、この条例の施行に関して必要な事項については、町長又はその他の執行機関が規則、要綱等により別に規定することを定めています。

【解釈・運用】

すべての事項を条例に定めることは、条例を煩雑でわかりにくいものとしてしまうため、細目的な事項については、町長やその他の執行機関（主に教育委員会など）が別の規則、要綱等により必要な決まりごとをつくることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行します。

【趣旨】

本附則は、この条例の規定が施行される日を定めています。

【解釈・運用】

「公布」とは、法律や条例などを住民に広く周知するための手続きをいい、「施行」とは、法律や条例などの規定の効力が生じることをいいます。

「公布の日から起算して3月を経過した日」とは、公布の日から数えて3カ月経った日を意味し、平成22年4月1日にこの条例を公布したため、施行の日は同年7月1日となります。

また、施行までの3カ月間は、住民の皆さんに広く周知するために置いた期間であり、広報紙への掲載や説明会の開催など、子どもの権利に関する正しい知識の普及に努めます。